

労災保険柔道整復師施術料金算定基準(1)

2022年10月1日改定

施術項目		料金	適用	
初検料		2,545		
初検時相談支援料		150	初検時において患者に対し施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明しその旨施術録に記載した場合に算定出来る	
加算	時間外	650	当該施術所が表示する施術時間以外に初検を行った場合	
	深夜	3,740	午後10時～午前6時までの間に初検を行った場合	
	休日	1,870	日曜・祝日・12/29～1/3に初検を行った場合 当該休日を施療日としている場合算定不可	
再検料		490	初検料を算定した月は1回、翌月以降は1ヶ月(暦月)2回が限度、初検料を算定した月の翌々月が限度(計5回)	
往療料	片道4Km以下の場合		2,760 距離は施術所と患家との直線距離	
	加算	夜間	2,760 午後10時～翌日の午前6時までの間を除く、午後6時～翌日の午前6時までに往療を行った場合	
		その他	5,520 深夜(午後10時～午前6時までの間)・難路・暴風雨雪に往療を行った場合	
	片道4.1Km以上の場合		3,060 距離は施術所と患家との直線距離	
	加算	夜間	3,240 午後10時～翌日の午前6時までの間を除く、午後6時～翌日の午前6時までに往療を行った場合	
		その他	6,480 深夜(午後10時～午前6時までの間)・難路・暴風雨雪に往療を行った場合	
指導管理料		680	後療時に算定 ・ 1週間に1回程度、1ヶ月(暦月)に5回を限度	
運動療法料		380	後療時に算定 ・ 運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合 ・ 1週間に1回程度、1ヶ月(暦月)に5回を限度・部位、回数は関係なし	
特別材料費	骨折・不全骨折		1,670 整復、固定時に金属副子等、施療時に弾力包帯等を必要とした場合 ・ 1負傷部位につき1回算定 ※骨折、不全骨折又は脱臼については、特別材料の交換が必要となった場合は、2回まで算定可能	
	脱臼			
	打撲・捻挫			1,020
包帯交換料	骨折・不全骨折		770 負傷部位ごとに包帯交換時に算定(6回が限度) ①初回 ②初検日から起算して1週間以内 ③初検日から起算して1週間～2週間以内 ④初検日から起算して2週間～3週間以内 ⑤初検日から起算して3週間～4週間以内 ⑥初検から4週間超え	
	脱臼			
	打撲・捻挫			410
宿泊料		1,400	通院が極めて困難で施術を受ける為に当該施術所に宿泊した場合 ・ 1日につき1回算定	
食事料		470	通院が極めて困難で施術を受ける為に当該施術所に宿泊した場合 ・ 1食につき1回算定	
施術情報提供料		1,000	骨折・不全骨折・脱臼応急処置後医療機関へ文書を添えて患者を紹介した場合	
休業証明料		2,000		

労災保険柔道整復師施術料金算定基準(2)

2022年10月1日改定

備考	骨折				不全骨折						脱臼				打撲・捻挫
	関節骨折又は脱臼骨折含む										不全骨折を伴った場合も含む				不全脱臼含む
	大 腿 骨 下 腿 骨 上 腕 骨 前 腕 骨	鎖 骨 肋 骨 中 手 骨 手 根 骨 中 足 骨 足 根 骨 指(手・足)骨	骨 盤 骨 大 腿 骨	上 腕 骨 前 腕 骨 下 腕 骨 膝 蓋 骨	腕 骨 腕 骨 腕 骨 腕 骨	鎖 骨 胸 骨 胸 骨	骨 盆 骨 骨 盆 骨	中 手 骨 手 根 骨 中 足 骨 足 根 骨 指(手・足)骨	骨 盆 骨 骨 盆 骨	中 手 骨 手 根 骨 中 足 骨 足 根 骨 指(手・足)骨	骨 盆 骨 骨 盆 骨	股 関 節 肩 関 節 肘 関 節 膝 関 節 手 関 節 足 関 節 指(手・足)骨	股 関 節 肩 関 節 肘 関 節 膝 関 節 手 関 節 足 関 節 指(手・足)骨	顎 関 節 顎 関 節 顎 関 節 顎 関 節 顎 関 節 顎 関 節 顎 関 節	
整復・固定・施療料 (初検日のみ)	14,100	6,540	11,340	8,700	4,860	4,620	11,100	9,780	4,620	3,060	910				
後療料 (実日数-1) (整復・固定・施療料との 重複算定不可)	一般 1,020 拘縮 1,310	一般 1,020 拘縮 1,310	一般 870 拘縮 1,150	一般 870 拘縮 1,150	一般 870 拘縮 1,150	一般 870 拘縮 1,150	870	870	870	870	870	870	870	870	615
電療料 (1日に2回以上又は2種類 以上の電療を行っても1回 として算定)	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
冷電法料 (負傷当初より行った場合 は算定可。温電法との重 複算定不可) 日数の明確な基準なし	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
温電法料 (負傷日から骨折不全骨 折は7日間、脱臼打撲捻挫 は5日間算定不可)	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95

単位 : 円

※注意 骨折・不全骨折・脱臼の後療料を算定する場合…
後療時に関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。